

衆議院財務金融委員会ニュース

【第 204 回国会】令和 3 年 2 月 19 日（金）、第 4 回の委員会が開かれました。

- 1 財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第 4 号）
 - ・麻生財務大臣から趣旨の説明を聴取しました。
 - ・麻生財務大臣兼金融担当大臣、伊藤財務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行いました。（質疑者）加藤鮎子君（自民）、本田太郎君（自民）
 - ・参考人から意見を聴取することに協議決定しました。

（質疑者及び主な質疑事項）

加藤鮎子君（自民）

- （1） 財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案（特例公債法改正案）
 - ア 丁寧なマクロ経済財政運営を行う必要性
 - イ 今後の国債管理政策についての方針
 - ウ 新型コロナウイルス感染症の収束後における国の債務償還の進め方に関する国民的な議論の必要性
- （2） 報道等において無駄遣いが指摘されている地方創生臨時交付金の使途について国においても情報収集を行い、今後の運用等に活用する必要性
- （3） サステナブルファイナンス
 - ア 2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて金融面で取組を進める必要性
 - イ ESG に関する国際的な情報開示基準の統一化に対する金融庁の見解
 - ウ CO2 排出などの企業活動が環境や社会に与える影響についての情報開示の重要性
 - エ 国際的な情報開示基準の確立に向けた政府の取組方針
 - オ サステナブルファイナンスの推進という観点から、企業の情報開示だけでなくインベストメントチェーン全体を見ていくという視点の必要性

本田太郎君（自民）

- （1） 特例公債法改正案
 - ア 意義
 - イ 過去 5 年間に於ける財政健全化の取組についての総括
 - ウ 財政健全化に向けた今後の取組についての大筋の抱負
 - エ 平成 24 年当時の三党合意に基づき複数年度にわたり特例公債の発行を可能とする枠組みを本法律案においても維持しているか否かの確認
 - オ 同法案において第 4 条の「プライマリーバランスの黒字化」という文言を「財政の健全化」という文言に変更した趣旨
 - カ 新型コロナウイルス感染症対策の経済対策により短期国債の発行が急増したことを踏まえた今後の国債管理方針
- （2） 日本政策金融公庫の新型コロナウイルス感染症特別貸付が始まった当初から現時点にかけての貸付けの実績、対応の滞り及び不十分な融資の有無